

天使大学 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限ガイドライン

2020年8月17日修正

レベル		授業（講義・演習・実習）	研究活動	学生活動	教職員の勤務体制等	会議	学外者の出入り	
0	制限なし	—	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	
1	制限(小)	北海道に感染者が発生し、外出自粛要請は出ていないが、感染防止に注意が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン授業」を積極的に活用する。</li> <li>「対面授業」は、感染防止に最大限配慮して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。ただし、学内での滞在時間を減らすように努め、それ以外は自宅で研究活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して入校を認め、校内にいる時間を最小限にする。</li> <li>感染防止に最大限配慮した上で部活動・課外活動を許可する。飲食・宿泊を伴う活動は自粛する。また、顧問に十分な監督を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常と同じ範囲の業務を行う。</li> <li>必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>感染者が多い地域への出張等の往来は原則禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に最大限配慮した上で、対面会議を実施する。</li> <li>オンライン会議を推奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校する場合は、発熱をしていないか検温の上、入校を認める。</li> </ul>
2	制限(中)	以下のいずれかに該当する場合 ①北海道知事から平日の外出自粛要請、その他の行動規制に関する要請があった場合 ②本学として学内での学生・教職員の感染防止に十分な注意が必要と判断する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対面授業」は原則停止し、「オンライン授業」を中心とする。</li> <li>やむを得ず「対面授業」を実施する場合は感染防止に最大限配慮して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置を十分講じた上で、必要最小限の人数で研究を行う。それ以外の研究者は自宅で研究活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>原則、学生の入校を禁止する（本部からの許可制、許可を受けた時は入校記録を残す）。</li> <li>対面での部活動・課外活動を自粛する。</li> <li>対面でのアルバイトを自粛する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署は、優先度の高い業務を行う。</li> <li>必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>出張等の往来は原則禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に最大限配慮した上で、対面会議を実施する。</li> <li>オンライン会議を推奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則入校を禁止する。入校する場合は本部の許可を得たうえで、発熱をしていないか検温の上、入校を認める。</li> </ul>
3	制限(大)	以下のいずれかに該当する場合 ①国が北海道を対象とした緊急事態宣言を発出した場合 ②専門家会議が北海道を「感染拡大警戒地域」に指定した場合、もしくは「感染拡大警戒地域」に移行する可能性が高い場合 ③北海道知事から外出自粛要請および休業要請があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン授業」のみとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中止することで大きな研究の損失を被るような研究のみ、必要最小限の人数で行う。それ以外の研究者は自宅で研究活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>原則、学生の入校を禁止する（本部からの許可制、許可を受けた時は入校記録を残す）。</li> <li>対面での部活動・課外活動を自粛する。</li> <li>対面でのアルバイトを自粛する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみを行う。</li> <li>多くの教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>出張等の往来は原則禁止とする。</li> <li>道外の特定警戒都府県等から札幌に戻ってきた学生・教職員は一定期間の自宅待機を命じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、オンライン会議またはメール等による書面審議とする。</li> <li>対面会議はやむを得ない場合に限り、感染防止に最大限配慮した上で実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則入校を禁止する。</li> </ul>
4	活動の原則停止	以下のように、大学を閉鎖せざるを得ない場合 ①学内で学生・教職員が感染し、消毒等のため校内を閉鎖しなくてはならない場合 ②札幌市でオーバーシユート等が発生し、北海道知事から強い休業要請があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての授業を休講とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての研究活動を中止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの外出を自粛する。</li> <li>学生の入校を禁止する。</li> <li>部活動・課外活動を禁止する。</li> <li>アルバイトを自粛する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学施設の維持管理要員のみ出勤する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議またはメール等による書面審議とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校を禁止する。</li> </ul>